

## 宅地等開発事前審査協議に関わる手引き

担 当 課：館山市建設環境部  
都市計画課都市計画係  
電 話：0470(22)3640

- 1 館山市内において 3,000 m<sup>2</sup>以上の宅地等開発事業を行おうとする場合は、館山市と事前協議が必要となります。前段階として宅地等開発事前審査協議書を提出していただき、開発事前審査部会で審議することになります。（事前審査協議終了後に事前協議となります。）
- 2 宅地等開発事前審査協議書は次の書類を添えて 18 部提出してください。
  - ・ 位置図 縮尺 2,500 以上のもの
  - ・ 公図の写し（開発区域を赤線で示し、区域内及び隣接土地所有者を記入）
  - ・ 土地利用計画図 縮尺 600 分の 1 以上
  - ・ 計画概要書
  - ・ 給排水計画図（雨水、汚水の流量計算書を含む。）
  - ・ 公共施設の管理に関する協議書案
- 3 提出された宅地等開発事前審査協議書については、開発事前審査部会において審議し、その結果を指摘事項として通知します。これに従い関係機関等と協議を行い、その結果を回答書により報告してください。
- 4 回答書の承認後に宅地等開発事業事前協議書を提出していただきます。
- 5 提出窓口  
3号館2階 都市計画課都市計画係